

府 共 第 9 2 号
令和 4 年 3 月 3 日

関 係 各 位

内閣府男女共同参画局長
(公印省略)

令和 4 年度「若年層の性暴力被害予防月間」の実施について

日頃より男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進について、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和 2 年 6 月 11 日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）及び「第 5 次男女共同参画基本計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）において、令和 3 年 4 月から、若年層の性被害に関する問題を広報啓発するのに適した毎年入学・進学時期である 4 月を若年層の性暴力被害予防のための月間とすることとしております。

このため、別添の実施要綱により令和 4 年度「若年層の性暴力被害予防月間」を実施することといたします。

つきましては、この月間における取組がより一層広がり、有意義なものとなりますよう、本通知の内容について御周知方よろしくお願い申し上げます。

(本件照会先)

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

城谷、福井、林

TEL : 03-5253-2111 (内 37552,37555)

Mail : g.sa.j8t@cao.go.jp

令和4年度「若年層の性暴力被害予防月間」実施要綱

令和4年2月16日

内閣府特命担当大臣決定

1 趣旨

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要がある。10代から20代の若年層を狙った性犯罪・性暴力は、その未熟さに付け込んだ許しがたい重大な人権侵害であり、決して許されるものではない。

政府は、令和2年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）を取りまとめ、令和3年4月から、若年層の性被害に関する問題を広報啓発するのに適した毎年入学・進学時期である4月を、「若年層の性暴力被害予防月間」として、広報・啓発を集中的に実施している。

同月間では、AV出演強要、JKビジネス、深刻化しているレイプドラッグの問題、酩酊状態に乘じた性的行為の問題、SNS利用に起因する性被害、セクシュアルハラスメント、痴漢等、若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や性暴力被害に関する相談先の周知、周りからの声掛けの必要性などの啓発を行うほか、若年層が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないことの啓発を徹底する。

特に4月は進学・就職等に伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期であることから、期間中、地方公共団体、関係団体等との連携・協力の下、若年層に対する性犯罪・性暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、若年層の人権尊重のための意識啓発活動や教育の充実を図るなど各種取組を集中的に実施するものである。

また、令和4年4月1日から民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引下げとなる。これにより、18歳になると一人で有効な契約をすることが可能となり、未成年者取り消しができなくなるため、AV出演強要及びJKビジネス問題等、若年層の性暴力被害の深刻化が懸念されるところ、本年度は特に、成年年齢引下げの影響について集中的に広報・啓発を行う。

2 期間

令和4年4月1日（金）から4月30日（土）の1か月間

3 実施主体

内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

4 協力を依頼する機関・団体等

都道府県、政令指定都市、男女共同参画推進連携会議関係団体、有識者等

5 重点事項

以下の事項の重要性について重点的に普及啓発を図る。

- (1) ポスター やリーフレット を積極的に活用するなどにより、AV出演強要、JKビジネス、レイプ ドラッグ の問題、酩酊状態に 乗じた 性的行為 の問題、SNS 利用 に起因する 性被害、セクシュアルハラスメント、痴漢 等の 若年層 に対する 性犯罪・性暴力 は決して 許さ れないもの であるとの 社会認識 を更に醸成すること。
- (2) 性暴力被害の「未然防止」や「拡大防止」に向けた 意識 を高めるとともに、性暴力の被害に遭っていながらその自覚がない人に被害を受けていることを認識してもらい、被害者や関係者が、相談窓口等の必要な情報を入手し、ためらうことなく相談できるようにすること。
- (3) 成年年齢引下げに係る若年層の性暴力被害予防について、集中的に広報・啓発を行うこと。

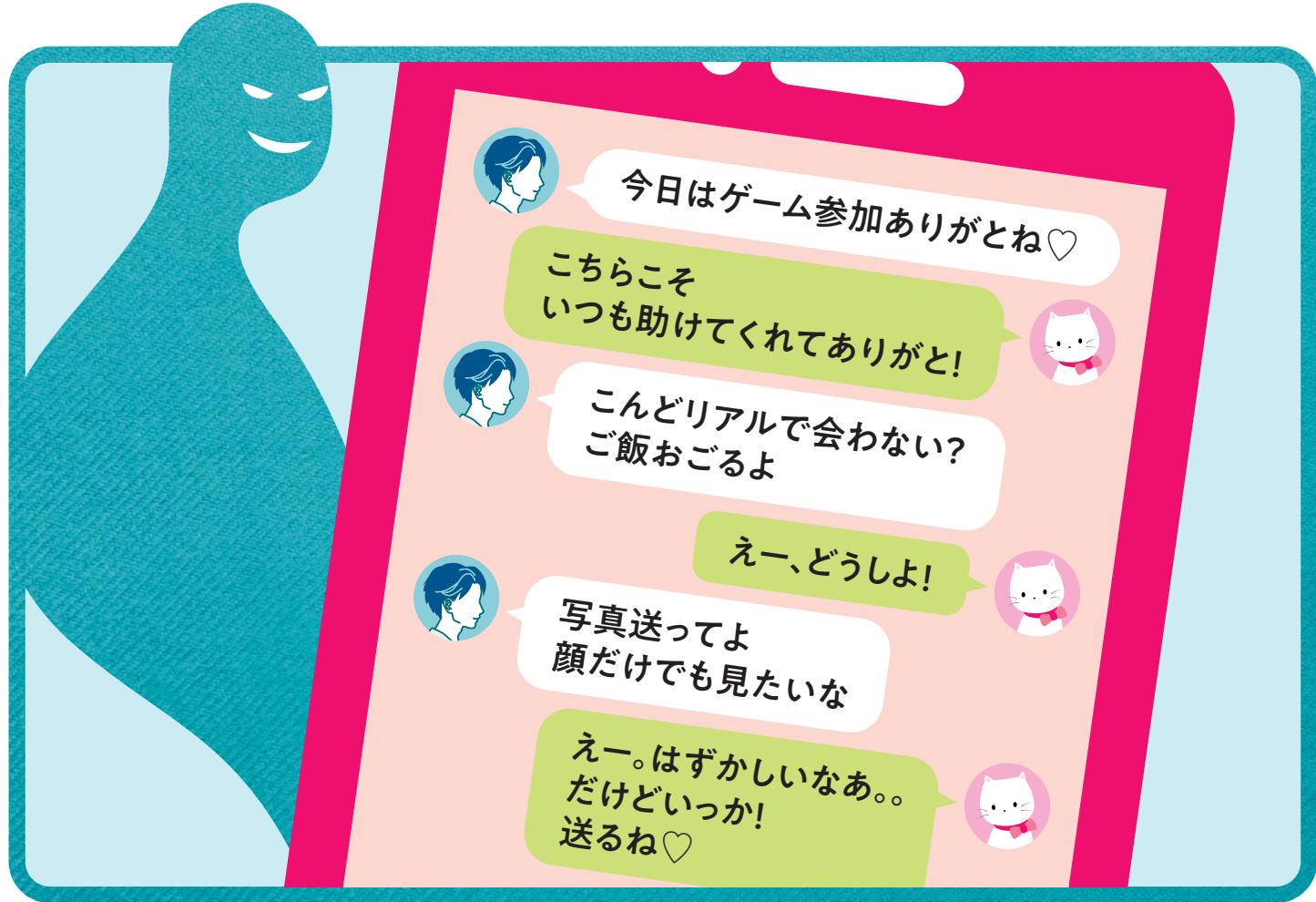
6 主な実施事項

本被害防止月間における取組がより一層広がり、有意義なものとなるよう、関係機関・団体等との連携協力の下、地域の実情に応じて、以下の活動を実施する。

その際、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」において、令和2年度から4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」とし、性犯罪・性暴力の根絶に向けて社会の意識を醸成することが大切とされていることから、広報・啓発活動を強化することとし、予防啓発の取組に加え、被害に遭った場合の相談窓口の周知を図るものとする。

- (1) ポスター、リーフレットの作成・配布のほか、テレビ、ラジオ、インターネット、SNS、交通広告等のメディアを利用した広報活動を行う等、取組のより一層の広がりを目指し、効果的に広報・啓発を実施する。
- (2) 講演会・研修会等を開催し、若年層の性暴力被害予防のための啓発活動を実施する。
- (3) 被害者相談活動の一層の充実を図る。

怖いくらい、やさしい人だった。 会ってみたら、ほんとに怖かった。



まさかあの人が…。そんなつもりなかったのに…。

あなたが望まない性的な行為は どんな理由・相手でも性暴力です!

10代・20代に対する性暴力の手口が巧妙になっています。なりすました相手から、言葉巧みに誘導され、自分の裸の画像を送信させられたり、SNSで知り合った相手に誘い出され、わいせつな行為をされたりする、SNSを利用した性被害が起きています。あなたが望まない性的な行為は、どんな理由・相手でも性暴力です。性暴力に関する情報をみんなで共有して、社会全体で性暴力をなくしていきましょう。

!
18歳になったら契約は慎重に!

2022年4月1日から
成年年齢が引き下げられます

18歳、19歳の方は、未成年であることを理由とした契約の取り消しができなくなります。アダルトビデオに出演するという認識がないまま契約し、出演を強要される問題が起きており、より一層の注意が必要です。一人で悩まず相談してください。



性暴力の悩み、ひとりで抱え込まないで。ためらわずに、ご相談ください。

(内閣府) 性犯罪・性暴力
被害者のためのワンストップ支援センター

はやくワンストップ

📞 #8891

(警察)
性犯罪被害相談電話

ハートさん

📞 #8103

(内閣府)
性暴力に関する
SNS相談「Cure time」



キュアタイム

4月は「若年層の性暴力被害予防月間」

性暴力をなくそう

性犯罪・性暴力でお悩みの方へ

あなたの不安に寄り添いながら支援をする、 公的な相談窓口があります。



SNSを利用した性被害

酔わせて性的行為を強要

レイプドラッグ

JKビジネス

AV出演強要

痴漢

セクシュアルハラスメント

性犯罪・性暴力被害 相談窓口

性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター(内閣府)

緊急避妊薬の処方や性感染症検査、証拠採取などの医療的支援、相談・カウンセリングなどの心理的支援、警察への同行支援、弁護士など専門家を紹介する法的支援などを行います。

(各センターによって、支援内容は異なります。)

はやくワンストップ
#8891

最寄りのワンストップ支援センターにつながります。



受付時間など、詳細は下記ページをご覧ください。

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html

ワンストップ支援センター



性暴力に関する SNS相談「Cure time」(内閣府)

「被害のこと、電話だと話しつらいな。」そんなとき、チャットで話してみませんか?警察のこと、病院のこと、つらい気持ち。一人で悩まず、相談してください。専門の相談員が一緒に考えます。ひみつは守ります。

キュアタイム



性犯罪被害相談電話(警察)

性犯罪・性暴力被害等の相談に応じる警察の窓口です。

ハートさん
#8103

発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。

【24時間受付しています】

警察相談専用電話(警察)

犯罪被害の未然防止に関する相談等、各種相談に応じる警察の窓口です。

ハートさん
#9110

発信場所を管轄する都道府県警察の本部の総合窓口につながります。(最寄りの警察署でも対応します。)

【土日・祝日および執務時間外】

24時間受付体制の一部県警を除き、当直または音声案内で対応します。

性的画像を含むインターネット上の問題

女性の人権ホットライン(法務局・地方法務局)

女性をめぐる様々な人権問題についての相談窓口です。性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報についても相談に応じており、削除依頼の方法などの助言に加え、事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請を行います。

0570-070-810

最寄りの法務局・地方法務局につながります。

【平日】午前8時30分～午後5時15分

違法・有害情報相談センター

インターネット上の名誉毀損、プライバシー侵害、人権侵害などに関する書き込みへの対応や削除要請方法、その他トラブルに関する対応方法などについて、アドバイスします。



【WEBフォームにて24時間受付しています】

<https://www.ihaho.jp>



職場におけるセクシュアルハラスメント

都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

職場で受けたセクシュアルハラスメントについては、各都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にご相談ください。



<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



犯罪被害者支援

日本司法支援センター(法テラス)

様々な法的トラブルの解決に役立つ適切な法制度や相談窓口を紹介します。

0120-079714

【IP電話からは:
03-6745-5601】

(※令和4年3月31日までは、0570-079714)

【平日】午前9時～午後9時 【土曜日】午前9時～午後5時

※メールによるお問合せは、法テラスホームページで24時間受付中。



プライバシーに配慮し、秘密は厳守します。安心して相談してください。